

石川県政務調査費運用基準 (マニュアル)

石川県議会
平成24年4月(改訂版)

目 次

1	政務調査費の概要	1
2	使途基準	2
3	交付等の手続き	2
4	会計帳簿等の原本その他の書類の整理・保管	3
5	収支報告書等の提出	5
6	調査・相談体制	6
7	政務調査費運用マニュアル総括表	7
8	政務調査報告書（様式1）	13
9	領収書添付枠・政務調査費支出証明書（様式2）	15
10	県外政務調査活動報告書（様式3）	17
11	海外政務調査活動報告書（様式4）	19
12	政務調査費の充当が不適當な経費（参考事例）	21

1 政務調査費の概要

(1) 政務調査費とは

地方自治法に基づき、議員が、その職責・職務を果たすために行う政務調査活動を支えることを目的に交付される経費である。

【参考】議員の職責・職務（都道府県議会制度研究会最終報告（H19.4.19）より）

○議員の職責

- ・公務員として住民全体の奉仕者たるべき責務
- ・住民の直接選挙によって選出されることから生ずる住民の代表者としての責務
- ・合議体の構成員として議会の機能を遂行する責務

○議員の職務

- ・自治体の政策形成にかかわる調査・企画・立案を行うこと
- ・政策形成に必要な情報収集、意向調査、住民との意見交換などの活動を行うこと
- ・政策形成に関する調査研究の推進に資するため、議案調査、事務調査などの活動を行うこと
- ・議会の適正かつ効率的な運営・管理を確保するために、会派代表者会議などの会議に出席すること
- ・議会の会議における審議を通じて団体意思（例えば条例）または機関意思（例えば意見書）を確定（決議）すること
- ・執行機関としての首長等による団体意思の執行・実施が適法・適正に、かつ公平・効率的・民主的になされているかどうかを監視し、必要に応じ是正措置を促し、または代案を提示すること
- ・団体意思の執行・実施によって、当初の意図どおりの効果・成果を上げたかどうか評価し、必要な対応を促すこと
- ・自治体が主催・共催する記念式典その他の公式行事に出席すること

(2) 政務調査活動とは

議員の職務は、住民意思を代表し、政策を形成することであり、議会の役割が、知事その他の執行機関が行う施策の評価・監視、政策の立案であることから、政務調査費を充てることのできる政務調査活動を、次のとおりとする。

① 調査研究活動

県政の課題、議会で審議する案件等について行う調査研究のための活動

② 情報収集活動

県民、政治家、行政関係者、民間の団体等との意見交換その他の情報収集を行うための活動

③ 政策立案活動

政策や方針を立案・発信するため、会派内又は会派間で、政策や方針について意見交換や意見調整等を行う活動

④ 広報公聴活動

県民等に対して行う広報・公聴活動

⑤ その他の政務調査活動

議員の職務や議会の役割を果たすために必要な政務調査活動

2 使途基準

政務調査活動は、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とし、県政に関する調査研究、情報収集に要した費用の実費に充当することを原則としたうえで、その使途基準は、P7「政務調査費運用マニュアル総括表」のとおりとする。

3 交付等の手続き

(1) 交付の方法

① 交付対象

政務調査費は、石川県議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）又はその所属議員に対し交付する。

② 政務調査費の額及び交付の方法

政務調査費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

交付の方法は、会派ごとに、次の掲げる方法のいずれかによるものとする。

ア 会派に交付する方法

イ 議員に交付する方法

ウ 会派及び議員に交付する方法

なお、月の途中に、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月分の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

③ 交付決定

会派は、政務調査費の交付を受けようとするときは、議長に会派の届出をし、議長は、その届出を受けたときは、知事へ通知しなければならない。

知事は、その通知を受けたときは、当該年度における政務調査費の交付決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

④ 請求及び交付

会派の代表者又はその所属議員は、知事から交付決定を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期分の政務調査費を知事に請求するものとする。

ただし、当該四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

知事は、当該請求に基づき、速やかに政務調査費を交付するものとする。

4 証拠書類の整理・保管

(1) 整理・保管の義務

会派の経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、領収書その他の支出を証すべき書面の整理及び保管をし、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書等を提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(2) 整理・保管する証拠書類

会派の経理責任者及び議員において整理・保管しておく証拠書類は、以下のとおりとする。

なお、証拠書類には、議長へ提出が必要なものと、会派及び議員において適正に整理・保管しておくものがある。

会派及び議員が整理・保管する証拠書類 (5年間保存)	収支報告書と共に議長に提出する書類 (議長が5年間保存)
<p>【原本の保管】</p> <p>政務調査報告書(様式1) 領収書・支出証明書(様式2) 県外政務調査活動報告書(様式3) 海外政務調査活動報告書(様式4) 通帳 賃貸借契約書 雇用契約書 委託契約書・成果物 その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など</p>	<p>【写しの提出】</p> <p>政務調査報告書(様式1) 領収書・支出証明書(様式2) 県外政務調査活動報告書(様式3) 海外政務調査活動報告書(様式4)</p>

① 政務調査報告書

日々の政務調査活動の状況について、「政務調査報告書」(様式1)を作成すること。
なお、政務調査報告書は、収支報告書作成の基となるため、漏れのないように記載すること。

② 領収書

領収書については、「領収書添付枠」(様式2)に貼り付けること。

領収書の記載事項

政務調査費に充当する支出に係る領収書については、下記の事項の記載を求めるとする。なお、紙面等の関係上領収書に記載ができない場合には、請求書又は納品書を併せて添付し、内容を明らかにするものとする。

- ① あて名(原則:議員本人名)
- ② 金額
- ③ 発行(受領)年月日
- ④ 発行者(受領者)、発行者印(レシートを除く。)
- ⑤ 内容(領収書但し書きに記載を求めるとする。紙面上の制約がある場合は納品書を添付)

※ レシート等の場合で内容が記載されていない場合は、領収書貼付用紙の余白に記載すること。

③ 支出証明書

領収書を徴しがたい場合は、様式2下段「政務調査費支出証明書」欄に記入すること。

支出証明書によることができる支出

領収書の添付を原則とするが、次の支出については支出証明書による報告を可能とする。

① 運賃等（自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃）

② その他（預金口座引き落としによる支出等）

※ 預金口座引き落としにより支払いがなされる場合は、当該引き落としを証する預金通帳の写し（該当部分のみ）を添付すること。

④ 県外政務調査活動報告書

県外（富山県、福井県を除く。）における政務調査活動については、「県外政務調査活動報告書」（様式3）を作成すること。

⑤ 海外政務調査活動報告書

国外における政務調査活動については、「海外政務調査活動報告書」（様式4）を作成すること。

5 収支報告書等の提出

(1) 提出に関する手続き等

① 提出義務

会派の代表者又はその所属議員は、収支報告書及びその報告書に記載された政務調査費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しを議長に提出しなければならない。

② 提出等の期限

ア 年度分

交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

イ 会派が消滅した場合又は議員が任期満了、辞職、失職、死亡、除名若しくは議会の解散により議員でなくなった場合

会派が消滅した日又は議員でなくなった日の属する月までの分を、その日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。

③ 残余額の返還

会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、残余額を知事に返還しなければならない。

6 調査・相談体制

(1) 調査

政務調査費の適正な運用を期するため、議長は、会派又はその所属議員から提出された収支報告書等を必要に応じ調査するものとする。

(2) 外部有識者による検証・相談体制

政務調査費の適正な運用を期するため、使途基準等の考え方等について専門的な知見が必要とする場合、複数の外部有識者による検証・相談を実施するものとする。

7 政務調査費運用マニュアル総括表

使途 基準	支出費目	内 容	政務調査費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務調査費判断基準 (判例、各県事例等)
① 調査研究費	A 交通費	JR、私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶 タクシー(緊急の場合、公共交通機関が不便であるなど合理的理由がある場合) レンタカー 高速道路等利用料、駐車料金	○ 実費	公費から旅費の支給があった日に、重複して政務調査費として交通費、宿泊料を支給することはできない(大多数の都道府県) (公費支出と重ならないものは除く)
		自家用車利用経費(ガソリン代)		
	日当	○ 充当できない	政務調査活動は、議員の自発的意志に基づき行うものであり、旅行者が旅費の支給者であることから、実費によるのが望ましい。 (H19.11.13 仙台地裁)	
② 研修費	B 宿泊料 (国内の場合)	1泊2食、冷暖房費、サービス料、消費税など <参考> (注1) 甲地 東京都23区内、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市等の大都市 (注2) 乙地は上記以外の地域	○ 実費とし、費用弁償の額を上限とする 甲地 14,800円(注1) 乙地 13,300円(注2)	交通費及び諸雑費の範囲を超え、出席の労に対する対価的なものを含むことはできない(全議)
③ 会議費	C 借上料	会場借上料 機材借上料	○ 実費	
	D 印刷製本費	印刷製本代 資料コピー料	○ 実費	
	E 通信運搬費	送料(郵便料等)	○ 実費	
	F 講師謝金等	謝金等	○ 実費 (運転手への謝礼も含む)	謝金、謝礼(商品券、ギフト券)等の経費で、謝礼先などからの領収書がない場合は不可 (福井ほか)
	G 委託料	個人・団体に調査研究を委託する経費(委託業務内容、金額等が明確な契約書を作成、成果物とともに保管)	○ 実費	調査内容の必要性と成果の反証がないものは認められない (神戸地裁 H23.5.26)

使途基準	支出費目	内 容	政務調査費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務調査費判断基準 (判例、各県事例等)
続 く	H 会費等	・会費の支出先となる団体の活動内容や参加費の支出先となる意見交換会、研修会等の内容が、会派または議員としての調査研究に資するものである場合に限る	○ 実費 ・5,000円以内 (懇談を伴う場合) ・各種議員連盟の会費 (ただし、別記の不適當な経費に注意が必要)	P21参照(不適當な経費) ・不適當な例 土地改良区地区総集会、特養ホーム研修会、体育協会祝賀会(青森地裁 H18.10.20) ・国政報告会における高額(1万円)かつ飲食を伴う参加費は不可 (仙台高裁 H23.9.30)
	I 研修参加費	セミナー又は研修会等へ参加する際の負担金、参加費等	○ 実費	
	J 消耗品費	事務用消耗品 看板製作代	○ 実費	・直接必要であると認められる経費に限定すべき(全議)
	K 食糧費	会食代、飲食代、茶菓代、弁当代 ・調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある ※ 公職選挙法に抵触しないことが前提	○ 実費 ・懇談会経費(1人当たり)5,000円以内	・議員同士の懇談会は不可 (青森地裁 H18.10.20) ・市議会議員との酒食を伴う県政懇談会は不可 (仙台高裁 H23.9.30) ・研修会を行った際の昼食弁当代は不可 (京都地裁 H16.9.15) ・飲食店舗等における飲食は不可 (東京地裁 H18.4.14) 居酒屋、すし、鰻、割烹、中華、ラーメン、洋食レストランなど 社会通念上必要なものと認める 特段の事情がない限り目的外支出 ・飲酒を伴う会合に要する経費は不可 (長野)
	茶菓子等	○ 実費 ・1,000円以内(1人当たり)	・会議に伴う食費とは、コーヒー、茶菓代であり食事等は認められない (H20.3.12 宇都宮地裁) 〔研修会の場でお茶やお菓子を 超えて食事を提供することまでは通常行われ ない。必要であれば、参加者が自ら負担すべき。〕	
④資料作成費 ⑤資料購入費	D 印刷製本費	印刷製本代 コピー料	○ 実費	
	J 消耗品費	事務用消耗品	○ 実費	
	L 書籍購入費	専門図書、DVD、CD-ROM	○ 実費	・図書券・図書カードの購入は不可 (東京) ・書画、骨董に類するものは不可 (新潟市) ・同窓会名簿、映画DVDは不可 (H19.5.25 青森地裁) ・趣味、福利厚生を目的とした図書購入は不可(神奈川)

使途基準	支出費目	内 容	政務調査費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務調査費判断基準 (判例、各県事例等)			
⑥ 広 報 費	M 新聞等 購入費	新聞 雑誌 (真に必要と認められる もの)	○ 実費 ・1紙(誌)当たり1部購入可 ただし、会派が購読する 新聞は3部以内	・大衆週刊誌・スポーツ新聞は不可 (調査研究との関連性に特別の事 情がある場合以外) (H18.10.20 青森地裁) ・所属する政党の機関誌の購読料 政務調査活動というよりは政党 活動に基づいて支出されたもの であり、使途基準に合致しない 違法な支出である。 (H19.12.20 仙台高裁) ・議員の任期を超える購読料前払い は不可 (福井、新潟市) ・一般週刊誌は不可(佐賀)			
	A 交通費 C E 通信 運搬費 G 委託料		前記の ①調査研究費 ②研修費 ③会議費 の基準に同じ				
⑦ 事 務 所 費	N 事務所 借上料	事務所としての要件 (全議) ・外形上の形態がある (看板・表示等) ・事務所としての機能が ある(事務スペース、 応接スペース、事務用 備品等) ・連絡機能が整っている	○ 実費 ・按分の場合、下記基準を上限 ・事務所としての外形及び機能を 備えている ・賃借の場合、原則として会派又 は議員が契約者となっている こと ・契約書等、確認可能な書類を 保管すること	・住居等を兼ねた事務所の賃借料 及び上下水道料金は不可 (長野、富山ほか) ・議員本人及び生計を一にする親 族等が所有する建物への賃借料 は不可(全議、山形、福井、宮崎) ・議員の関連する会社、後援会等と の賃借契約については、次のよう な 条件が必要。(全議) ① 原則議員が契約主体である ② 契約書を作成し、銀行振込や 領収書等の証拠書類がある ③ 関連する会社等の会計処理上 収入として計上され適切に処理 されている ・事務所の火災保険料は不可 (福井) ・敷金・礼金は不可(青森、東京)			
		事務所の形態	費 目				
		(事務所が兼ねる機能)	光熱費	電話料金	上下水道代金	賃借料	
		調査研究活動専用事務所	全額	全額	全額	全額	
		調査研究活動事務所 +政治団体事務所	1/2	1/2	1/2	1/2	
	○ 光熱水費						
	調査研究活動事務所 +住居等	1/2	1/2	-	-		
	調査研究活動事務所 +政治団体事務所 +住居等	1/3	1/3	-	-		

使途 基準	支出費目	内 容	政務調査費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務調査費判断基準 (判例、各県事例等)
⑧ 事 務 費	P 修繕費	事務機器等の備品の修繕 (パソコン、プリンター等)	○ 実費	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋購入、自宅の増改築は資産形成につながる(青森、神奈川) ・事務所の修繕(山形) ・事務所として使用する建築工事費への支出(全議、三重、神奈川) ・事務所の購入及び修繕(静岡) ・資産価値向上につながる大規模修繕費(福井)
		事務所の修繕	○ 充当できない	
	E 通信 運搬費	電話・FAX回線利用料 携帯電話利用料	○ 按分の場合1/2以内 ・「⑦事務所費」の按分一覧参考 事務所の形態により 1/3～全額	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、FAXの基本料は不可(和歌山) ・携帯電話の購入、買い換えは不可(静岡) 根拠:調査活動に伴って携帯電話を使用する必要性が乏しく、その全額を認めない (H18.10.20 青森地裁)
		ホームページのプロバイダ利用料(広報費)	○ 実費	・住民の意見を徴収することを目的とするものは不可(三重)
		インターネット接続料	○ 実費	
		切手、はがき、メール便等	○ 実費	
	J 消耗品費	事務用消耗品	○ 実費	・日常生活用品(薬、化粧品等)は不可(大多数の都道府県)
	Q 備品費	パソコン・コピー機等の事務用機器 電話・FAX等の通信機器 机、椅子	○ 実費 ・取得価格1件10万円以内のもの ※ パソコンは15万円以内 ※ コピー機は按分とし、1/2以内、かつ30万円を上限とする	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン及び周辺機器の購入は按分すべき(徳島地裁H23.12.9) ・10万円以上の備品は不可(秋田、鳥取) ・1件10万円以上のものは不可(パソコン、プリンターは除く)(静岡、大阪、香川) ・高額なテレビ(事務機器ではない)の購入は認めない(秋田) ・調査研究に直接必要としない備品(冷蔵庫、エアコン、ソファ等)の購入は不可(大多数の都道府県) ・エアコンの購入は不可(和歌山・愛媛・佐賀・熊本・宮崎) ・取得価格30万円を超えるものは不可(東京)

使途基準	支出費目	内 容	政務調査費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務調査費判断基準 (判例、各県事例等)
続 く		自家用車	○ 充当できない	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の購入、保険料、車検等の維持、修繕は不可 (青森、秋田、滋賀、香川、愛媛、佐賀、長崎、宮崎) ・政務調査活動に利用する自動車の購入、修理点検は不可(三重) ・調査研究に使用される自動車であっても、自動車税及び維持管理費は認められない (H17.4.12 大阪高裁) ・修繕、車検費用、保険料等は必要な経費とは考えるべきでない (全議)
	R リース料	自動車リース代 <ul style="list-style-type: none"> ・リース期間終了後も所有権移転しない場合に限る ・リース会社との契約に限る 	○ 按分(1/2以内) かつ年間60万円を限度とする ※1台分のみ充当可	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究に使用される自動車であっても、自動車税及び維持管理費は認められない (H17.4.12大阪高裁) ・修繕、車検費用、保険料等は必要な経費とは考えるべきでない (全議) ・税金、保険料、車検費用等は不可(愛媛) ・自動車、高額備品は不可(秋田) ・購入と同等と考えられ好ましくない(山梨) ・リースは不可 (岩手、山形、長崎)
		コピー機等事務機器リース	○ 按分(1/2以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査研究に直接必要としない備品(冷蔵庫、エアコン、ソファ、美術品、衣類等)のリースは不可 (長野、富山、三重)
	S ガソリン代	月毎に按分して充当する場合	○ 1台限り、1/3以内	<ul style="list-style-type: none"> ・実績が明確でない場合 1/2を個人使用、1/4を政務調査以外の議員活動、1/4を政務調査活動に伴う費用であると認めるのが相当(H19.12.20 仙台高裁)
⑨ 人 件 費	T 人件費	政務調査研究補助職員に対する給与、賃金、手当、社会保険料 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えることが必要 ・源泉徴収票が提出されている、支払いが客観的に確認できる、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要 ・勤務実態があること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実費 ・按分の場合 議員が雇用する場合は 1/2以内 かつ月15万円以内 会派が雇用する場合は 2/3以内 <p>(※議員が雇用する場合、常勤職員は1名に限り充当可能 ※臨時雇用(アルバイト)については実費 ※生計を一にする親族(配偶者、親・子供、兄弟等)を雇用了場合は、充当不可)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・政党組織、後援会事務所にかかる人件費は不可(長野ほか) ・配偶者、親族の雇用に対する経費は不可(大多数の都道府県) (調査研究活動に対する専門的知識があり、社会通念上妥当な雇用形態を有する場合は除く) ・県議会議員政治倫理要綱運用規程を準用

8 政務調査報告書（様式1）

様式1

政務調査報告書

（会派又は議員名） _____

（日付） _____ / _____ / _____

使途 基準	支出 費目	金 額 充 当 金 額	按分率	領収書 の有無	ガソリ ン代 (別途)	ガソリ ン代 (距離)	研究・研修・会 議等の開催地等	備 考
		円 ----- 円	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	km		
		円 ----- 円	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	km		
		円 ----- 円	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	km		

（目的・内容）

（日付） _____ / _____ / _____

使途 基準	支出 費目	金 額 充 当 金 額	按分率	領収書 の有無	ガソリ ン代 (別途)	ガソリ ン代 (距離)	研究・研修・会 議等の開催地等	備 考
		円 ----- 円	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	km		
		円 ----- 円	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	km		
		円 ----- 円	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	km		

（目的・内容）

（日付） _____ / _____ / _____

使途 基準	支出 費目	金 額 充 当 金 額	按分率	領収書 の有無	ガソリ ン代 (別途)	ガソリ ン代 (距離)	研究・研修・会 議等の開催地等	備 考
		円 ----- 円	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	km		
		円 ----- 円	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	km		
		円 ----- 円	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	km		

（目的・内容）

※ 政務調査活動毎に1件記載。（事務所費等で同日付けの支払のみの場合は、続けて記載できる。）

9 領収書添付枠・政務調査費支出証明書（様式2）

様式2

年 月 日 分

【領収書添付枠】（不足する場合は別紙）

政務調査費支出証明書

金額 ----- 充当金額	支出先	領収書を 徴し難い 理由(注1)	口座 引落 (注2)	備考
円 ----- 円			<input type="checkbox"/>	
円 ----- 円			<input type="checkbox"/>	
円 ----- 円			<input type="checkbox"/>	
円 ----- 円			<input type="checkbox"/>	
円 ----- 円			<input type="checkbox"/>	

上記のとおり相違ないことを証明します。

議員名

印

（会派の場合は会派名及び経理責任者名）

注1）理由欄には、その理由により番号を記入。

①運賃等（JR・私鉄等）、②その他（具体的に記入）

注2）口座引落欄には、口座引落のため領収書がない場合に点を記入。

10 県外政務調査活動報告書（様式3）

様式3

整理番号 NO. _____

県外政務調査活動報告書

議員名 _____

1 研究会、セミナー等への参加状況

年月日	開催地		主催者	会議等の内容	備考
	都道府県名	会場名			

2 その他の政務調査活動

年月日	調査先			調査内容	備考
	都道府県名	訪問先名称	調査対応者		

※ 富山県・福井県を除く県外における政務調査活動について記載すること。

1 1 海外政務調査活動報告書（様式4）

様式4

整理番号 NO. _____

海外政務調査活動報告書

議員名 _____

日 程	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()
場 所 (国名・都市名 施設名等)	
目 的	
行 程	
調査の概要	

1 2 政務調査費の充当が不適当な経費（参考事例）

（全議、各都道府県の事例）

活動項目	主 な 事 例
政党活動経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 党大会への参加に要する経費（参加費、旅費等） ・ 党費、党大会賛助金 ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等の経費 ・ 政党組織の事務所の設置及び維持経費（人件費を含む） ・ 会派の役員経費 ・ 政党のパーティー、政治資金パーティー等の出席経費 ・ その他政党活動、県連活動に要する経費
選挙活動経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衆・参議院選挙などでの各種団体への支援依頼活動 ・ 選挙ビラ等の作成等経費 ・ 選挙活動用事務所の経費（人件費を含む） ・ その他選挙運動及び選挙活動経費
後援会活動経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等経費 ・ 後援会事務所の設置及び維持に要する経費（人件費を含む） ・ 後援会主催の「県政報告会」等の開催経費 ・ その他後援会活動に要する経費
私的経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 慶弔餞別費等（香典、祝金、病氣見舞い、餞別、寸志、中元・歳暮、慶弔電報等、年賀状の購入・印刷等） ・ 冠婚葬祭への出席経費 ・ 檀家総代会、報恩講、宮参り等の宗教活動経費 ・ 観光、レクリエーション等の私的な旅行等経費 ・ 親睦会又は飲食を目的とした会合（新年会等）、レクリエーション大会等の開催及び参加経費 ・ 議員が他の団体の役職を兼ねていて、その団体の理事会、役員会及び総会等への出席経費 ・ 各種団体への寄付金、支援金等 ・ 個人の立場で加入する団体等の会費等 （町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費、スポーツクラブ会費、ボランティア活動等個人で参加する団体の会費等）
その他適当でない経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挨拶、会食やテープカットだけの出席経費 （JA、土地改良区、森林組合の総会及び出初め式等の挨拶だけの出席） （町内会、老人クラブ、婦人会の新年会等の会食だけの出席） （起工式、竣工式等への出席） ・ 社会通念上、調査研究のための会合を行うに不適切な場所での飲食経費 ・ 各種団体への寄付金、支援金等 ・ 事務所として使用する不動産の購入及び工事費 ・ 自動車の購入及び維持・修理経費 （自動車、バイク、自転車等の購入、カーナビ（リース車両に設置されたもの以外）の購入経費） ・ 社会通念上妥当性を越えた経費や公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費 （公職選挙法第199条の2〔公職の候補者等の寄付禁止〕等） ・ 調査研究活動に直接必要としない備品の購入・リース代に要する経費 （冷蔵庫、美術品、衣服等）